

電子申請届出システムの活用事例

~ 利用開始済み地方公共団体による活用事例 ~

1 利用開始までに準備したこと

1 利用開始までに準備したこと

(1) 伴走支援で示された確認事項(第3期利用開始自治体)

GビズIDの取得

本システムをご利用されるためには、GビズIDアカウントの取得が必須です*2。また取得には書類審査が必要であり、2週間程度要するため、早めに取得申請してください。

ネットワーク環境の確認①

ネットワーク環境の確認のうち、LGWANの疎通確認は早期に実施してください。またヘルプデスクから送付される、各自治体の画面カスタマイズのためのマスタ情報を登録してください。

厚生労働省が定める様式の使用

厚生労働省が定める様式に基づいて、各自治体の指定申請等の様式を見直す必要があります。 (自治体独自の様式を使用している場合などに見直しが必要です。)

電子申請を可能とする自治体 の条例・規則等の見直し

介護保険関連条例・規則(施行規則を含む)を、電子申請を認める記載への変更が必要です。 (介護保険関連条例・規則にて指定申請等の届出方法を「書面」と規定している場合などに見直しが必要です。)

必要添付書類の見直し

サービス種類別、指定申請・届出の種類別などの観点で、様式とともに提出を求めている必要添付書類を整理してください。(国が求めている添付書類以外の書類も提出を求めている場合などに見直しが必要です。)

手数料徴収方法の見直し

手数料の徴収方法や時期を主な観点として、本システムにおける指定申請・届出の際の手数料の徴収方法を見直してください。(手数料の徴収を申請受付後に納付書等で行っている場合などに見直しが必要です。)

自治体内の業務運用手順等の 見直し 本システム利用開始後の指定申請・届出の受付フローを見直してください。 (他法の申請も対象にしており、本システムの利用が複数部署に跨っている場合などに見直しが必要です。)

ネットワーク環境の確認②

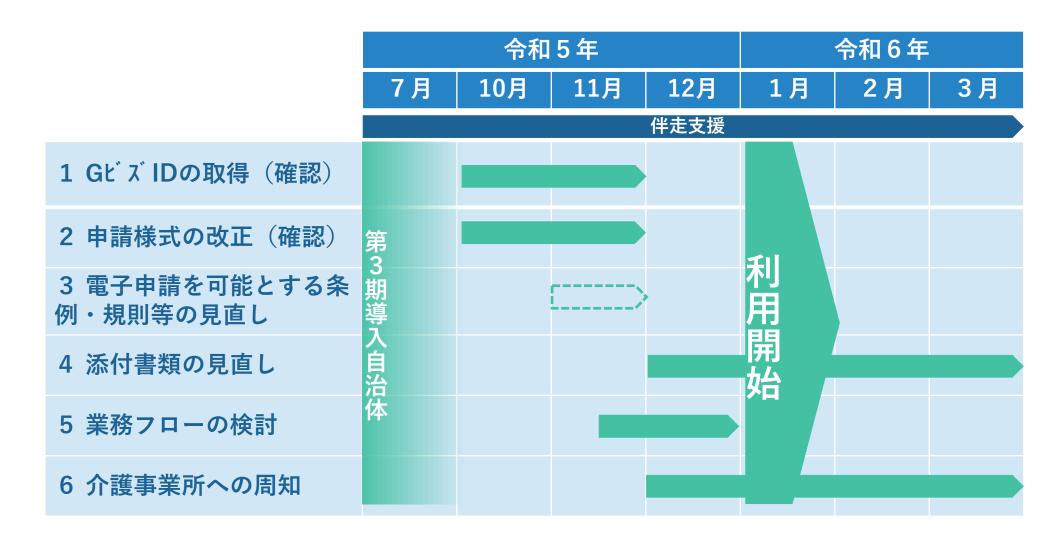
本番運用開始前に、本システムを使用予定の端末でアクセスの可否やマスタの不備などを確認し、 テスト利用してください。

介護事業所・施設への周知

本システムの利用開始や、利用開始に当たり見直した内容を管内介護事業所・施設へ周知してください。 また運用開始のアナウンスと対象とする申請・届出の範囲を必ず周知してください。

1 利用開始までに準備したこと

(2) 利用開始までの流れ



(1) 北海道 更別村の概要

●十勝地方の南部にあり、総面積の約7割を畑が占める、農業が基幹産業の村です。 また、保健・福祉・医療の統合による複合機能を備えた施設「更別村福祉の里総合センター」を

平成14年に設置し、総合福祉行政を推進しています。

人口規模	3,084人
高齢者人口/高齢化率	998人/32.4%
要介護認定者数/認定率	179人/17.9%
所管する介護事業所数	7か所
本システム利用開始時期	令和6年1月

(令和6年6月30日時点の状況)

申請届出件数(年間平均)	<mark>8件</mark>
本システムによる 申請届出件数* ¹	<mark>23件</mark>

*1:指定更新3件 変更届3件 処遇改善加算5件 その他加算12件

(2)電子申請システムの運用開始に向けた準備

令和5年7月~:課題の整理・解決策の検討

- ・本システムヘログインするために必要なGビズIDの取得方法
- ・電子申請を開始するにあたり、見直しが必要な条例・規則等の確認
- ・介護事業所側で電子申請に移行できるかどうかの確認

令和5年10月~:運用開始に向けた事前準備

・オンラインによる申請届出の規定について、方針決定

(2)電子申請システムの運用開始に向けた準備

令和5年11月~:運用開始に向けた事前準備

- ・申請様式の見直しの方針決定
- ・R6年3月に指定更新を迎える事業所を中心に本システム利用開始を周知
- ・村のHPで本システム受付開始に関する情報をアップ

令和6年1月~:運用開始

(3) 本システム利用開始時の検討事項、課題と解決方法

課題1:結果通知文の送付方法

・押印不要となるよう条例・規則にて規定。

課題2:事業所におけるGビズID取得の支援

・村ホームページを入口にして、操作手順等の支援。

課題3:添付書類の確認

・加算等の届出内容に必要な添付書類の対応。

■本システムを利用した感想

▶介護事業所側におけるGビズID取得の対応や、見直 しが必要な条例・規則等の確認に苦慮した部分もあ りますが、そこをクリアした後はスムーズに運用でき ており、申請履歴も一目で確認できて、大変ありがた く感じています。